

伊 勢 市 公 報

第 234 号
平成 27 年 8 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例	32
○ 伊勢市ハートプラザみその条例の一部を改正する条例	37
○ 伊勢市障がい者就労支援施設条例の一部を改正する条例	43
○ 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	46
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	52
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	55
○ 伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	68
教育委員会規則	
○ 伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則	131
訓 令	
○ 伊勢市民生委員推薦会規程の一部を改正する訓令	133
○ 伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令	135
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	137
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	139
告 示	
○ 市道の路線の廃止について	141
○ 市道の路線の認定について	142
○ 道路の区域の決定について	144
○ 道路の供用開始について	145
○ 平成 27 年度補正予算の要領について	146
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	151
○ 地縁団体の認可について	152
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	154
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	156
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	157
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	158
公 告	
○ 犬の抑留について	159
○ 公売公告兼見積価額公告	160
○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について	162

伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第25号

伊勢市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求等（第14

「第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第14条—第28条）
第2節 訂正（第29条—第38条）
第3節 利用停止（第39条—第46条）」

24条・第25条」を「第47条—第49条」に、「第26条—第31条」を「第50条—第55条」に、「第32条—第37条」を「第56条—第62条」に改める。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に、「本市」を「市」に、「訂正等」を「訂正及び利用停止」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

第2条第3号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 公文書 伊勢市情報公開条例（平成17年伊勢市条例第19号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

(6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第2条に次の4号を加える。

(7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(10) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第6条第1項第2号中「目的」の次に「(以下「利用目的」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定は、市の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務（実施機関が行う職員の採用試験に関するものを含む。）については、適用しない。

第7条の見出しを「(適正取得等の原則)」に改め、同条中「収集するとき」を「取得するとき」に、「個人情報取扱事務の目的」を「あらかじめ利用目的」に、「当該目的」を「当該利用目的」に、「収集しなければならない」を「取得しなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

2 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第8条の見出しを「(取得禁止事項)」に改め、同条第1項中「収集してはならない」を「取得してはならない」に改め、同条第2項中「収集禁止事項」を「前項各号に掲げる事項」に、「収集すること」を「取得すること」に改める。

第9条の見出しを「(取得の制限)」に改め、同条第1項中「収集するとき」を「取得するとき」に改め、「、収集の目的を明らかにし」を削り、「収集しなければならない」を「取得しなければならない」に改め、同項第4号中「個人」を「人」に改め、同項第5号中「収集すること」を「取得すること」に改め、同項第6号中「収集した」を「取得した」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「地方公共団体その他の公共団体」を「独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「収集すること」を「取得すること」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第11条第2項の規定により他の実施機関から提供を受けるとき。

第9条第2項中「及び第8号」を「又は第9号」に、「収集したとき」を「取得したとき」に改め、同条第3項中「収集」を「取得」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、市又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第10条中「収集した個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

第11条第2項各号列記以外の部分中「目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすること」を「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供すること」に改め、同項第1号中「得ているとき」の次に「、又は本人に提供するとき」を加え、同項第4号中「個人」を「人」に、「、又は」を「又は」に改め、同項第5号中「個人情報の目的外利用等」を「保有個人情報を実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報の利用又は提供」に、「の権利利益を」を「又は第三者の権利利益を不当に」に改め、同項第6号中「不可欠な個人情報」を「不可欠な保有個人情報」

に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同項第7号中「審査会の意見を聴いて」を「、審査会の意見を聴いて、」に改め、「認めるとき」の次に「その他保有個人情報の利用又は提供をすることについて特別の理由があると認めるとき」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する場合において、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

第11条第3項中「個人情報の目的外利用等」を「利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用又は提供」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「目的外利用等」を「当該利用又は提供」に改め、同条第5項中「及び第7号」を「又は第8号」に、「個人情報の目的外利用等」を「利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用又は提供」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第11条の次に次の3条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の

同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により利用目的以外の目的のために保有特定個人情報の利用をした場合について準用する。

4 前条第5項の規定は、第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有特定個人情報の利用をした場合（本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）について準用する。

（情報提供等記録の利用の制限）

第11条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第11条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

2 第11条第3項及び第4項の規定は、番号法第19条第13号の規定により保有特定個人情報の提供をした場合について準用する。

3 第11条第5項の規定は、番号法第19条第13号の規定により保有特定個人情報の提供をした場合（本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）について準用する。

4 第11条第6項の規定は、番号法第19条各号の規定により保有特定個人情報の提供をする場合について準用する。

第12条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「個人情報取扱事務の目的」を「利用目的」に、「個人情報を」を「保有個人情報を」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に、

「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

第12条第4項中「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

第13条中「結合」の次に「(次項において「通信回線等による結合」という。)」を加え、同条ただし書中「ただし、」の次に「法令等に定めがあるとき、又は」を加え、同条に次の2項を加える。

2 実施機関は、法令等に定めがある場合において、通信回線等による結合を開始したときは、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき、又は通信回線等による結合を廃止したときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

第37条中「第21条第1項の決定に基づく公文書に記録された個人情報」を「開示決定に基づく保有個人情報」に改め、同条を第62条とする。

第36条ただし書中「他の法令」を「法令等」に改め、同条を第60条とし、同条の次に次の1条を加える。

第61条 第56条から前条までの規定は、伊勢市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第35条中「第32条又は第33条」を「第56条又は第57条」に改め、同条を第59条とする。

第34条を第58条とする。

第33条中「公文書に記録されている個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第57条とする。

第32条中「実施機関から委託を受けて個人情報を処理する事務（第26条

第4項で準用する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。)」を「受託事務」に、「電子個人情報ファイル」を「第2条第7号アに係る個人情報ファイル」に改め、同条を第56条とする。

第5章中第31条を第55条とし、第30条を第54条とし、同条の前に次の1条を加える。

(適用除外)

第53条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 市の図書館その他の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報
- 第29条を削り、第28条を第52条とし、第27条を第51条とする。

第26条第1項中「を外部に委託するとき」を「の全部又は一部を実施機関以外のもに委託（個人情報を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を含む。以下この条において同じ。）をするとき」に改め、同条第2項中「事務」の次に「の全部又は一部」を、「受けたもの（」の次に「実施機関以外のもから当該個人情報を処理する事務の全部又は一部の委託を受けたものを含む。」を加え、同条第3項中「及び当該受託事務」を「及び当該委託に係る事務（以下「受託事務」という。）」に改め、同条第4項を削り、同条を第50条とする。

第3章及び第4章を次のように改める。

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示（以下「開

示」という。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示を請求することができる。ただし、当該本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

3 傷病その他やむを得ない理由により本人が自ら開示を請求することができないと認められるときその他実施機関が本人に特別の理由があると認めるときは、その代理人は、本人に代わって開示を請求することができる。

(死者の保有個人情報の開示の請求)

第15条 次の各号に掲げる者は、実施機関に対し、当該実施機関の保有する死者を本人とする保有個人情報で当該各号に定める情報に該当するものに限り、開示を請求することができる。

(1) 死者の相続人 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(2) 死者の法定代理人であった者 当該死者に関する情報

(3) 死者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び2親等以内の血族 当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて認める者 当該死者に関する情報で、開示を請求する者と密接に関係があると認められる情報として実施機関が審査会の意見を聴いて認めるもの

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による開示の請求について準用する。

(開示請求の手続)

第16条 前2条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報取扱事務又は保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人、本人の法定代理人若しくは法定代理人以外の代理人又は前条の規定により開示請求をすることができる者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（第14条第2項又は第3項（第15条第2項において準用

する場合を含む。)の規定により法定代理人又は法定代理人以外の代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該保有個人情報の本人(同条第1項各号に規定する情報にあっては、当該各号に掲げる者)をいう。次号、第4号、次条第2項及び第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがある情報

- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び第9号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 国等との間における委託、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
- (6) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に侵害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を

及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を侵害するおそれ

(8) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生じるおそれがあると認められるもの

(9) 開示しないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(10) 第15条の規定による開示請求がなされた場合において、開示することにより、死者の名誉を毀損するおそれがあると認められるものその他開示しないことが社会通念上相当であると認められるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて開示しないことが適当であると認めたもの

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められる程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除く

ことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、開示しないことで保護すべき権利利益を考慮してもなお個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに第26条第3項の規定により指定する開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をしたときは、前2項の書面にその理由を示さなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨又は全

部を開示しない旨の決定をした場合において、開示しないこととされた保有個人情報の全部又は一部について期間の経過により開示することが可能となることが明らかであるときは、第1項又は第2項の書面にその旨を付記して通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第22条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第23条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第21条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下この条、第48条及び第49条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、

当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは閲覧、聴取、視聴、写しの交付その他のその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 前項の閲覧、聴取又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 実施機関は、開示の実施（写しの交付を送付により行う場合を除く。次項において同じ。）を行う日時及び場所を指定するものとする。
- 4 第16条第2項の規定は、開示の実施を受けようとする者について準用

する。

(法令等による開示の実施との調整)

第27条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第28条 第26条第1項の規定により写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法として規則で定める方法を含む。）を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 市長及び地方公営企業の管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による同項に規定する者の負担すべき額を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正

(訂正請求)

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でなく、又は不完全であると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下「訂正」という。）を請求

することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求について準用する。

3 第15条の規定は、死者を本人とする保有個人情報の訂正の請求について準用する。この場合において、第15条第1項第4号に掲げる者により同号に定める情報に該当するものとしてされた開示請求に係る開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の訂正の請求にあつては、同一人がこれを行うときは、この項において準用する同号の規定による審査会の意見の聴取をすることを要しない。

(訂正請求の手續)

第30条 前条の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る個人情報取扱事務又は保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関

は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第31条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第32条 第20条の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する措置)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を示さなければならない。

(訂正決定等の期限)

第34条 前条第1項又は第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第30条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日から60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機

関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を
書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、
前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。
この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂
正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない
い。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第36条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除
く。）が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるときその他
他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由がある
ときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事
案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機
関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなけ
ればならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関に
おいて、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。
この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送
を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第33条第1項の決定
（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、
当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第38条 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき。
当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき。
当該保有個人情報の提供の停止

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用停止の請求について準用する。

3 第15条の規定は、死者を本人とする保有個人情報の利用停止の請求について準用する。この場合において、第15条第1項第4号に掲げる者が同号に定める情報に該当するものとしてされた開示請求に係る開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の利用停止の請求にあつては、同一人がこれを行うときは、この項において準用する同号の規定による審査会の意見の聴取をすることを要しない。

(保有特定個人情報の利用停止請求)

第40条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思量するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用停止の請求

について準用する。

(利用停止請求の手続)

第41条 前2条の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報取扱事務又は保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第42条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報に係る個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第43条 第20条の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する措置)

第44条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を示さなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第45条 前条第1項又は第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第41条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日から60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第46条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知し

なければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4章 救済手続及び救済機関

(審査会への諮問)

第47条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第49条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重

して、速やかに不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第48条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第49条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条に4号を加える改正規定（同条第8号及び第10号に係る部分に限る。）、第11条第1項の改正規定（保有特定個人情報を除く部分に限る。）、第11条の次に3条を加える改正規定（第11条の2第1項中情報提供等記録を除く部分及び第11条の3に係る部分を除く。）並びに

第3章の改正規定（第27条第1項中保有特定個人情報を除く部分、第39条第1項中保有特定個人情報を除く部分及び第40条（同条第1項中情報提供等記録を除く部分を除く。）に係る部分に限る。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成27年10月5日）

- (2) 第2条に4号を加える改正規定（同条第9号に係る部分に限る。）、第11条の次に3条を加える改正規定（第11条の2第1項中情報提供等記録を除く部分及び第11条の3に係る部分に限る。）並びに第3章の改正規定（第24条第1項中情報提供等記録を除く部分、第36条第1項中情報提供等記録を除く部分、第37条中情報提供等記録を除く部分、第38条に係る部分及び第40条第1項中情報提供等記録を除く部分に限る。） 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の伊勢市個人情報保護条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の伊勢市個人情報保護条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(伊勢市情報公開条例の一部改正)

- 4 伊勢市情報公開条例（平成17年伊勢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「第24条第2項に規定する」を「第47条第1項の規定による諮問に係る」に改める。

伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第26号

伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉健康センター条例（平成17年伊勢市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「身体障害者デイサービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項各号に掲げる地域生活支援事業のうち、同項第9号に定める事業をいう。以下同じ。）」を「身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーション」に改め、同条第2号ウ中「レクリエーション等」を「レクリエーション等」に改める。

第5条中「法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条第2号中「センターの利用の許可」を「次条第2項に規定する各室の利用に係る第11条第1項の許可」に改める。

第7条第2項中「各室」の次に「(以下「各室」という。）」を加える。

第8条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 伊勢市身体障害者福祉センター 市内に居住する身体障害者及びその介護を行う者並びにボランティアの団体

第8条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「及び中央児童センター等利用対象者」を「並びに次条第1号及び第2号に掲げる施設を利用することができる者としてそれぞれ当該各号に掲げる条例に定めるもの（以下「中央児童センター等利用対象者」という。）」に改め、「福祉関係の団体等」の次に「その他の」を加え、「別表第2に掲げる」を削り、同項を同条第2項とする。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「第8条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「第8条第1項及び第3項」を「第8条」に、「並びに」を「及び」に改め、「別表第2に掲げる」を削り、「利用対象者以外の者」の次に「(以下「一般利用者」という。)」を加え、同条を第10条とする。

第13条の見出しを「(利用許可)」に改め、同条第1項中「前条に定める者」を「利用対象者(各室を専用して利用する場合に限る。)及び一般利用者」に改め、「別表第2に掲げる」及び「(利用対象者が専用して利用するときを含む。)」を削り、同条第2項中「前項の許可」の次に「(以下「利用許可」という。)」を加え、同条を第11条とする。

第14条の見出し中「制限」を「不許可」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「センター」を「各室」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、各室の利用の許可を取り消し、又は各室の利用を停止し、若しくは制限し、若しくは各室の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 各室の利用の許可を受けた者(以下「利用許可者」という。)が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 利用許可者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者が指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

第15条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

利用許可者（一般利用者に限る。）は、各室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が定める額とする。

第15条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1号を加え、同条を第14条とする。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条中「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用対象者及び利用許可者」に改め、同条を第17条とする。

第19条の見出しを「(原状回復義務)」に改め、同条中「利用者又は利用対象者」を「センターを利用する者」に、「第14条第2項」を「第13条」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項中「利用者又は利用対象者」を「センターを利用する者」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第13条」に、「利用者」を「センターを利用する者」に改め、同項に次のただし書を加え、同条を第19条とする。

ただし、同条第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

第21条中「第11条各号」を「第9条各号」に改め、「これに基づく規則並びに」を削り、同条を第20条とする。

別表第2中「第8条、第12条、第13条、第15条関係」を「第7条、第14条関係」に、「利用料に」を「利用に係る料金に」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市ハートプラザみその条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第27号

伊勢市ハートプラザみその条例の一部を改正する条例

伊勢市ハートプラザみその条例（平成17年伊勢市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号を削る。

第4条第5号を削る。

第5条中「法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条第2号中「ハートプラザの使用の許可」を「別表に掲げる各室（以下「各室」という。）の利用に係る第11条第1項の許可」に改め、同条第4号中「業務のうち」を「事務のうち」に改める。

第7条の見出し中「利用時間」を「開館時間」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第3条に規定する施設（以下「施設」という。）の利用時間」を「ハートプラザの開館時間」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで

第7条第2項を削る。

第15条を第20条とする。

第14条中「使用者又は利用対象者」を「ハートプラザを利用する者」に、「建物、設備又は附属器具」を「建物等」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第19条とする。

2 ハートプラザの利用により、又は第13条の規定による利用許可の取消し若しくは利用の停止若しくは制限若しくは利用許可に付した条件の変更によりハートプラザを利用した者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同条第5号の規定

に該当する場合は、この限りでない。

第13条を削る。

第12条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「利用対象者及び利用許可者」に、「、許可」を「、利用許可」に、「使用し」を「利用し」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（原状回復義務）

第18条 ハートプラザを利用する者は、その利用が終了したとき、又は第13条の規定により、利用許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第11条の見出しを「(利用の不許可)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用の許可」を「利用許可」に改め、同条第2号中「附属器具」の次に「(以下「建物等」という。）」を加え、同条を第12条とし、同条の次に次の4条を加える。

（利用許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は各室の利用を停止し、若しくは制限し、若しくは利用許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用許可を受けた者（以下「利用許可者」という。）が偽りその他不正な手段によって利用許可を受けたとき。
- (2) 利用許可者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者が指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できな

くなつたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用料金)

第14条 利用許可者（一般利用者に限る。第16条において同じ。）は、各室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用許可者の責めに帰さない事由により利用ができなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条の見出しを「(利用許可)」に改め、同条第1項中「前条に定める者」を「利用対象者（専用して利用する場合に限る。）及び一般利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、「(利用対象者が専用して利用することを含む。)」を削り、同条第2項中「前項の許可」の次に「(以下「利用許可」という。)」を加え、同条を第11条とする。

第9条の見出しを「(一般利用)」に改め、同条中「利用対象者以外の者」の次に「(以下「一般利用者」という。)」を加え、「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を削り、「それぞれ」を「次の各号に掲げる区分に応じ、」に改め、同項第5号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項各号」を「前項各号」に、「指定管理者」を「その他の指定管理者」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(利用時間)

第8条 第3条に規定する施設(以下「施設」という。)の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 各室の利用時間は、午前9時から午後10時までとし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含むものとする。
- 3 利用時間の延長は、利用開始後はこれを認めない。ただし、施設の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めたときは、この限りでない。

別表中「第7条・第13条関係」を「第6条、第14条関係」に改め、「施設使用料」を削り、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 次に掲げる場合の利用料金は、この表に定める利用料金にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 営利を目的として、かつ、入場料を徴する場合 一般利用者の住所又は所在地が市内である場合にあっては10割、市外である場合にあっては20割
 - (2) 営利を目的とするが入場料を徴しない場合 一般利用者の住所又は所在地が市内である場合にあっては10割、市外である場合

にあつては20割

(3) 営利を目的としないが入場料を徴する場合 3割

2 利用許可を受けた時間を超えて利用するときは、超過する時間が1時間増すごとに利用料金の3割に相当する額を加算する。この場合において、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなすものとする。

3 冷暖房の利用に係る料金については、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市障がい者就労支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第28号

伊勢市障がい者就労支援施設条例の一部を改正する条例

伊勢市障がい者就労支援施設条例（平成22年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「就労継続支援」を「就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型」に改める。

第4条中「法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「就業時間」を「開館時間」に改める。

第7条第2号中「措置された」を「措置を採る旨の決定を受けた」に改め、同条第3号を削る。

第8条の見出し中「承認」を「承諾」に改め、同条第1項中「利用しようとする者」の次に「(前条第2号に規定する者を除く。）」を加え、「市長」を「指定管理者」に、「申請し」を「申し込み」に、「承認」を「承諾」に改め、同条第2項を削る。

第9条の見出し中「不承認」を「不承諾」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、「就労支援施設を利用しようとする者が」を削り、「就労支援施設の利用の承認」を「前条の承諾」に改め、同条第3号を削り、同条第2号中「就労支援施設」を「前2号に掲げるもののほか、就労支援施設」に、「支障がある」を「利用させることが適当でない」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「利用者」を「就労支援施設を利用している者」に改め、同号を同条第2号とし、同

号の前に次の 1 号を加える。

(1) 就労支援施設を利用している者の数が定員に達しているとき。

第10条の見出し中「利用承認」を「利用の承諾」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「第8条第1項の利用の承認」を「第8条の承諾」に改め、「(以下「利用者」という。)」を削り、「就労支援施設の利用の承認を取り消し、又は」を「当該承諾を取り消し、又は就労支援施設の」に改め、同条第1号中「前条」を「前条第2号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「市長」を「指定管理者」に改め、同号を同条第2号とする。

第11条第1項中「利用者」を「第8条の承諾を得て就労支援施設を利用した者」に改め、同条第2項中「当該利用者につき市長が法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第1項の」を「法第29条第3項第2号に掲げる額に同条第1項に規定する」に改める。

第13条の見出しを「(損害賠償)」に改め、同条中「利用者」を「就労支援施設を利用する者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成 27 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第29号

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する
条例

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例（平成17年伊勢市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」の次に「障害児（以下「障害者等」という。）並びに」を加える。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 生活介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）に係る事業
- (2) 支援法第77条第3項に規定する事業として実施するものであって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な便宜を供することにより、障害者等の日中における活動の場を提供し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする事業（以下「日中一時支援事業」という。）

第3条中第3号から第7号までを削り、第8号を第3号とする。

第4条中「法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第5条第1号中「事業を行うために必要な」を「事業の実施に関する」に改める。

第6条中「午後5時まで」を「午後6時まで」に改める。

第7条第2号を削り、同条第3号中「(前号に掲げる日を除く。）」を削り、同号を同条第2号とする。

第8条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する者」を

「次に掲げる者」に改め、同条第1号中「第4条に規定する身体障害者をいう。）で」を「第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）で障害の程度が」に、「1級及び2級」を「1級又は2級」に改め、「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護をいう。以下同じ。)」を削り、「第22条第1項の規定による」を「第19条第1項に規定する」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 市内に住所を有する身体障害者又は身体障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する身体に障害のある児童をいう。以下同じ。)で身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日社更第4号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)第2に規定する第1種身体障害者(障害の区分が肢体不自由である者に限る。)に該当するもののうち、市長が別に定めるところにより日中一時支援事業の利用の決定を受けたもの第8条第3号中「規定による障害者福祉サービスの措置をとる旨」を「規定により措置を採る旨」に改める。

第9条の見出し中「承認」を「承諾」に改め、同条第1項中「前条第1号又は第2号に規定する者で」を削り、「もの」を「者(前条第3号に規定する者を除く。)」に、「市長」を「指定管理者」に、「申請し」を「申し込み」に、「承認」を「承諾」に改め、同条第2項を削る。

第10条の見出し中「不承認」を「不承諾」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、「センターを利用しようとする者が」を削り、「センターの利用の承認」を「前条の承諾」に改め、同条第3号を削り、同条第2号中「センターの管理上支障がある」を「前2号に掲げるもののほか、センターの管理上利用させることが適当でない」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「利用者」を「センターを

利用している者」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) センターを利用している者の数が定員に達しているとき。

第11条の見出し中「利用承認」を「利用の承諾」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「利用者」を「第9条の承諾を得た者」に、「センターの利用の承認を取り消し、又は」を「当該承諾を取り消し、又はセンターの」に改め、同条第1号中「前条第1号」を「前条第2号」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「市長」を「指定管理者」に改め、同号を同条第2号とする。

第12条第1項中「第9条第1項の承認」を「第9条の承諾」に改め、「利用した者」の次に「(以下「利用者」という。)」を加え、同条第2項中「当該利用者につき市長が支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第1項の特定費用を加算した額」を「次の各号に掲げる利用した事業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 生活介護に係る事業 支援法第29条第3項第2号に掲げる額に同条第1項に規定する特定費用を加算した額
- (2) 日中一時支援事業 別表に定める額

第14条の見出しを「(損害賠償)」に改め、同条中「利用者」を「センターを利用する者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

区 分		利用料金（日額）
重 度		(円)
	利用時間が8時間以上	750

	利用時間が 6 時間以上 8 時間未満	600
	利用時間が 4 時間以上 6 時間未満	450
	利用時間が 2 時間以上 4 時間未満	300
	利用時間が 2 時間未満	150
中 度	利用時間が 8 時間以上	625
	利用時間が 6 時間以上 8 時間未満	500
	利用時間が 4 時間以上 6 時間未満	375
	利用時間が 2 時間以上 4 時間未満	250
	利用時間が 2 時間未満	125
軽 度	利用時間が 8 時間以上	500
	利用時間が 6 時間以上 8 時間未満	400
	利用時間が 4 時間以上 6 時間未満	300
	利用時間が 2 時間以上 4 時間未満	200
	利用時間が 2 時間未満	100
食事提供加算	1 日につき 1 回	42
入浴加算	1 日につき 1 回	40
送迎加算	片道につき	54

備考

- この表において「重度」とは、その障害の程度が障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）第1条第5号から第7号までに掲げる区分に該当する程度（身体障害児にあっては、これらに準ずる程度）をいう。
- この表において「中度」とは、その障害の程度が省令第1条第3号又は第4号に掲げる区分に該当する程度（身体障害児にあっては、

これらに準ずる程度)をいう。

- 3 この表において「軽度」とは、その障害の程度が重度及び中度に該当しない程度をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 31 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「及び介護保険資格者証」を「、介護保険資格者証及び介護保険負担割合証」に、「訪問介護利用者負担額減額認定証」を「介護保険負担割合証、訪問介護利用者負担額減額認定証」に改め、同表市長印の

「

国民健康保険事務職員証、後期高齢者医療事務職員証、介護保険事務職員証、福祉医療費受給資格証、福祉医療費助成額決定通知書及び重度障害者タクシー料金助成券	医療保険課長
---	--------

」を

「

国民健康保険事務職員証、後期高齢者医療事務職員証、介護保険事務職員証、介護保険検査証、福祉医療費	医療保険課長
--	--------

に、

国民健康保険事務職員証、後期高齢者医療事務職員証、介護保険事務職員証、福祉医療費受給	各総合支所生活福祉課長
--	-------------

を

受給資格証、医療費助成金交付決定通知書及び重度障害者タクシー料金助成券	
-------------------------------------	--

資格証、福祉医療費助成額決定通知書及び重度障害者タクシー料金助成券	
-----------------------------------	--

福祉医療費受給資格証及び重度障害者タクシー料金助成券	各総合支所生活福祉課長
----------------------------	-------------

に改め、同表出納員印の項中

環境課長	2
------	---

を

環境課長	1
------	---

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表市長印の項及び出納員印の項の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 32 号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

第 1 条 伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 号中「第 42 条第 2 項」を「第 41 条第 4 項各号」に改め、同条第 2 号中「第 54 条第 2 項」を「第 53 条第 2 項各号又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条及び第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の法第 53 条第 2 項各号」に改め、同条第 3 号中「第 42 条の 3 第 2 項」を「第 42 条の 2 第 2 項各号」に改め、同条第 4 号中「第 54 条の 3 第 2 項」を「第 54 条の 2 第 2 項各号」に改め、同条第 6 号及び第 7 号を次のように改める。

(6) 特例特定入所者介護サービス費 当該食事の提供に要した費用について法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額から同号に規定する食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額から同号に規定する居住費の負担限度額を控除した額の合計額

(7) 特例特定入所者介護予防サービス費 当該食事の提供に要した費用について法第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額から同号に規定する食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在中に要した費用について法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額から同号に規定する居住費の負担限度額を控除した額の合計額

第 18 条第 8 号及び第 9 号を削り、同条第 10 号中「費用の額」の次に

「(その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 11 号中「費用の額」の次に「(その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)」を加え、同号を同条第 9 号とする。

第 18 条に次の 1 項を加える。

2 法第 49 条の 2 又は法第 59 条の 2 の規定を適用する場合には、前項第 1 号から第 5 号までの規定中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 80」とする。

第 22 条の 2 第 1 項中「様式第 23 号の 2」を「様式第 23 号の 4」に改め、同条第 2 項中「様式第 23 号の 3」を「様式第 23 号の 5」に改め、同条を第 22 条の 3 とし、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

第 22 条の 2 省令第 83 条の 2 の 3 又は省令第 97 条の 2 の 2 の規定による申請書は、様式第 23 号の 2 によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、適用の可否を決定の上、介護保険基準収入額適用決定通知書（様式第 23 号の 3）により当該申請者に通知するものとする。

別表条例第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当する場合の項中「財産等」を「住宅又は家財」に、「前年の所得」を「前年の合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（同法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その

適用前の金額)、同法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額(同法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、同法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を含む。)をいう。以下同じ。)に改め、同表条例第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由(以下「収入の減少」という。)のいずれかに該当する場合の項中「(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下「合計所得金額」という。)」を削る。

「要介護認定・要支援認定
様式第 6 号中 要介護更新認定・要支援更新認定 を
要介護認定・要支援認定区分変更」

「要介護・要支援認定
要介護・要支援更新認定 に、「主治医若しくは担当調査員、居
要介護・要支援認定区分変更」

宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人」を
「地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若
しくは介護保険施設の関係人、主治医又は担当調査員」に改める。

様式第 7 号(裏面)中 11 の項を 14 の項とし、6 の項から 10 の項まで
を 3 項ずつ繰り下げ、5 の項中「費用の 1 割」を「費用に、別途介護保
険負担割合証に示された割合を乗じた金額」に改め、5 の項を 7 の項と
し、7 の項の次に次のように加える。

8 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けるときに支払う
金額は、当該サービスに要した費用のうち伊勢市が定める割合又は伊
勢市が定める額(事業提供者が額を定める場合においては、当該者が

定める額)です。

様式第7号(裏面)中4の項を6の項とし、3の項を5の項とし、2の項を3の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業提供者に提出してください。

様式第7号(裏面)中1の項の次に次のように加える。

2 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。

様式第8号中「第27条第13項等」を「第27条第10項等」に改める。

様式第16号中

「	認定の有効期間	年 月 日から
	認定審査会の意見 及びサービスの 種類の指定	

年 月 日まで有効	「	認定の有効期間	年 月
	を	利用者の負担割合	割
		認定審査会の 意見	
	」		

日から 年 月 日まで有効
() (住所移転前の負担割合)

に改める。

_____」

様式第 23 号の 3 中「第 22 条の 2 関係」を「第 22 条の 3 関係」に改め、同様式を様式第 23 号の 5 とし、様式第 23 号の 2 中「第 22 条の 2 関係」を「第 22 条の 3 関係」に、「宛て先」を「宛先」に、「係わる」を「関わる」に、「囲んで下さい」を「囲んでください」に改め、同様式を様式第 23 号の 4 とし、様式第 23 号の次に次の 2 様式を加える。

介護保険基準収入額適用申請書

(宛先) 伊勢市長

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて、高額介護サービス費の負担区分判定に係る収入額の適用を申請します。

1	フリガナ		被保険者番号																	
	被保険者氏名	㊟		性別	男 ・ 女															
	生年月日	年 月 日																		
2	フリガナ		被保険者番号																	
	被保険者氏名	㊟		性別	男 ・ 女															
	生年月日	年 月 日																		
3	フリガナ		被保険者番号																	
	被保険者氏名	㊟		性別	男 ・ 女															
	生年月日	年 月 日																		
住所		連絡先 ()																		

氏名				
年中の収入	公的年金	円	円	円
	給与 (パート収入等を含む。)	円	円	円
	() (年金・給与以外の収入)	円	円	円
	合計	円	円	円

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記入は不要です。

申請者氏名	連絡先 (自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、御本人及び同じ世帯におられる65歳以上の高齢者の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けて御記入ください。
- (2) 収入額は全て御記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など)は除きます。
- (3) 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し等、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において伊勢市に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。

第 年 月 日 号

様

伊勢市長



介護保険基準収入額適用決定通知書

先に申請のありました、高額介護サービス費の負担区分判定に係る適用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
-------	-------

決定事項	
1 承認する	承認内容
2 承認しない	理由

問い合わせ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(介護保険法第196条)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 30 号を次のように改める。

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名	㊤	性別	男・女
生年月日	年 月 日		
住所	連絡先 ()		
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称 (※)			
入所(院)年月日 (※)	年 月 日	(※) 介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。
配偶者に関する事項	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)	
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者又は市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者				
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額 80 万円以下です。				
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額 80 万円を超えます。				
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が 1,000 万円(夫婦は合計 2,000 万円)以下です。 ※預貯金、有価証券に係る通帳等の写しは別添のとおり				
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む。) ※内容を記入してください。	円

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記入は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離している配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第 22 条第 1 項の規定に基づき、支給された額及び最大 2 倍の加算金を返還していただくことがあります。

同 意 書

(宛先) 伊勢市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、伊勢市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

〈本人〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

〈配偶者〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

様式第 35 号及び様式第 36 号中

「

世帯の市町村民税課税状況	
激変緩和措置の適用	

を

」

「

世帯の市町村民税課税状況	
--------------	--

に改める。

」

様式第 38 条中「9 割」を「9 割又は 8 割」に改める。

第 2 条 伊勢市介護保険規則の一部を次のように改正する。

別表条例第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当する場合の項中「配当所得」を「配当所得等」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 4 項の規定は平成 29 年 4 月 1 日から、附則第 5 項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている第 1 条の規定による改正前の伊勢市介護保険規則様式第 7 号に規定する介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）は、改正後の伊勢市介護保険規則様式第 7 号に規定する介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある第 1 条の規定による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式第 6 号、様式第 8 号、様式第 23 号の 2、様式

第 23 号の 3、様式第 35 号及び様式第 36 号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- 4 第 2 条の規定による改正後の伊勢市介護保険規則別表条例第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当する場合の項の規定は、平成 29 年度以降の年度分の保険料の減免について適用し、平成 28 年度分までの保険料の減免については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 第 1 条の規定による改正後の伊勢市介護保険規則の規定に基づく特定入所者の介護保険負担限度額認定に係る申請その他の必要な準備行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第33号

伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市個人情報保護条例施行規則（平成17年伊勢市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「収集先及び収集方法」を「取得先及び取得方法」に改め、同項第3号中「収集」を「取得」に改める。

第3条第1項中「又は第11条第2項第1号」を「、第11条第2項第1号又は第11条の2第2項」に改める。

第4条の見出しを「(本人以外取得の通知)」に改め、同条中「個人情報収集通知書」を「個人情報取得通知書」に改める。

第5条を次のように改める。

(利用の手続)

第5条 条例第11条第2項又は第11条の2第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しようとする課（室、事務局及びこれらに相当する組織を含む。以下同じ。）の長は、当該保有個人情報に係る個人情報取扱事務を所管する課の長（以下「所管課長」という。）に個人情報目的外利用申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 所管課長は、前項の規定による個人情報目的外利用申請書の提出があったときは、その可否を決定し、その旨を個人情報目的外利用決定通知書（様式第6号）により当該申請書を提出した課の長に通知するものとする。

第5条の次に次の2条を加える。

(提供の手続)

第5条の2 条例第11条第2項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番

号法」という。) 第19条第13号の規定により保有個人情報の提供を受けようとする者は、実施機関に個人情報提供申請書(様式第6号の2)を提出しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による個人情報提供申請書の提出があったときは、その可否を決定し、その旨を個人情報提供決定通知書(様式第6号の3)により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(利用及び提供の手続の特例)

第5条の3 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急を要するときは、前2条の規定による申請及び通知は、口頭によることができる。この場合においては、事後において、速やかに前2条の書面によりこれらを行わなければならない。

- 2 前2条及び前項の規定にかかわらず、条例第11条第2項若しくは第11条の2第2項又は番号法第19条第13号の規定による保有個人情報の利用又は提供をする場合において、申請、決定その他の手続又は処分について、法令等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。第6条の見出しを「(利用及び提供の届出等)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

条例第11条第3項第4号(条例第11条の2第3項及び第11条の4第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出の区分
- (2) 利用又は提供の年月日
- (3) 利用をしたときは、当該利用をした保有個人情報に係る個人情報取扱事務を所管する課及びその個人情報取扱事務の名称
- (4) 提供をしたときは、その提供先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の利用又は提供の状況を

明らかにするために参考となる事項

2 条例第11条第3項（条例第11条の2第3項及び第11条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による保有個人情報の利用又は提供の届出は、個人情報目的外利用・提供届出書（様式第7号）により行うものとする。

第6条第3項中「条例第11条第4項」の次に「(条例第11条の2第3項及び第11条の4第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「個人情報目的外利用等報告書」を「個人情報目的外利用・提供報告書」に改め、同条第4項中「条例第11条第5項」の次に「(条例第11条の2第4項及び第11条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「個人情報目的外利用等通知書」を「個人情報目的外利用・提供通知書」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（通信回線等による結合の届出等）

第8条の2 条例第13条第2項の規定による通信回線等による結合の開始の届出は、個人情報通信回線等結合開始届出書（様式第9号の2）により行うものとする。

2 条例第13条第2項後段の規定による通信回線等による結合の届出事項に係る変更又は廃止の届出は、個人情報通信回線等結合変更・廃止届出書（様式第9号の3）により行うものとする。

3 条例第13条第3項の規定による審査会への報告は、個人情報通信回線等結合報告書（様式第9号の4）により行うものとする。

第9条の見出しを「(開示請求の手続等)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

条例第16条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 請求する開示の実施方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごと

に異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示実施の方法)

- (2) 法定代理人又は法定代理人以外の代理人による開示請求の場合にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所
- (3) 死者の保有個人情報の開示請求の場合にあっては、死者の氏名及び死亡当時の住所
- (4) 前2号に掲げる場合にあっては、開示請求者と本人又は死者との関係

2 条例第16条第1項の請求書は、個人情報開示請求書（様式第10号）とする。

第9条第3項を削り、同条第4項中「第20条第2項」を「第16条第2項（条例第26条第4項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第1号中「はり付けた」を「貼り付けた」に改め、同項第3号中「市長」を「実施機関」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第20条第2項」を「第16条第2項（条例第26条第4項において準用する場合を含む。）」に、「代理人」を「法定代理人」に改め、同項第1号中「当該代理人」を「当該法定代理人」に改め、同項第2号中「戸籍謄本」の次に「、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書」を加え、「代理人」を「法定代理人」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の4項を加える。

5 条例第16条第2項（条例第26条第4項において準用する場合を含む。）

に規定する法定代理人以外の代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該代理人に係る第3項各号に掲げるいずれかの書類
- (2) 本人の委任状、本人が自ら開示請求をすることが困難であることを証明する書類その他代理人であることを証明する書類

6 条例第16条第2項（条例第26条第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例第15条の規定により開示請求をすることができる者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該開示請求者に係る第3項各号に掲げるいずれかの書類
- (2) 死者の死亡が確認できる書類及び戸籍に関する全部事項証明書又は戸籍謄本その他条例第15条の規定により開示請求をすることができる者であることを証明する書類

7 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした実施機関（条例第24条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

第10条の見出しを「(開示決定等の通知)」に改め、同条第1項中「第21条第2項の規定による通知」を「第21条第1項の書面」に、「決定区分」を「決定の区分」に、「通知書により行うものとする」を「書面による」に改め、同項第1号中「個人情報の開示をする旨」を「保有個人情報の全部を開示する旨」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「個人情報の一部開示をする旨」を「保有個人情報の一部を開示する旨」に、「様式第13号」を「様式第12号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第21条2項の書面は、次の各号に掲げる決定又は場合の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

- (1) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 個人情報非開示決定通知書（様式第13号）
- (2) 条例第20条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 個人情報存否応答拒否決定通知書（様式第14号）
- (3) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合 個人情報不存在決定通知書（様式第15号）

第10条第3項を削り、同条の次に次の4条を加える。

（個人情報開示決定等の期間延長の通知）

第10条の2 条例第22条第2項の書面は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第16号）による。

2 条例第23条の書面は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第17号）による。

（事案移送の通知）

第10条の3 条例第24条第1項の書面は、個人情報開示請求事案移送通知書（様式第18号）による。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第10条の4 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第25条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第25条第2項各号のいずれかに該当するかの別及びその理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第25条第1項又は第2項の規定による通知は、個人情報の開示に関する意見照会書（様式第19号）による。

4 条例第25条第1項及び第2項の意見書は、個人情報の開示に関する意見書（様式第20号）による。

5 実施機関は、条例第25条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

6 条例第25条第3項の書面は、個人情報の開示決定に関する通知書（様式第21号）による。

（電磁的記録の開示の方法）

第10条の5 条例第26条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、聴取又は視聴
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を記録用の媒体に複写したものの交付

第11条の見出しを「(開示の実施等)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

閲覧、聴取又は視聴の方法により保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

2 前項の閲覧、聴取又は視聴は、実施機関の職員の立会いの下に行うものとする。

第11条第3項中「前項」を「第1項」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情報が記録された公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求1件につき

1 部とする。

第12条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「第23条に規定する個人情報
の写しの作成及び送付に要する費用の額」を「第28条第1項の規定に
よる写しの作成及び送付に要する費用として同項に規定する者が負担すべ
き額について」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加
える。

条例第28条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法と
する。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (2) 電磁的記録を記録用の媒体に複写したものの交付

第12条の次に次の8条を加える。

(訂正請求の手續等)

第12条の2 条例第30条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる
事項とする。

- (1) 法定代理人又は法定代理人以外の代理人による訂正請求の場合にあ
っては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所
- (2) 死者の保有個人情報の訂正請求の場合においては、死者の氏名及び
死亡当時の住所
- (3) 前2号に掲げる場合においては、訂正請求者と本人又は死者との関
係

2 条例第30条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書（様式第22号）
とする。

3 第9条第3項から第6項までの規定は、訂正請求の手續について準用
する。

(訂正決定等の通知)

第12条の3 条例第33条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に

応じ、当該各号に定める書面による。

- (1) 保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書
(様式第23号)
- (2) 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報一部訂正決定通知書 (様式第24号)

2 条例第33条2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

- (1) 保有個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報非訂正決定通知書
(様式第25号)
- (2) 条例第32条において準用する条例第20条の規定により訂正請求を拒否する旨の決定 個人情報存否応答拒否決定通知書 (様式第26号)
(個人情報訂正決定等の期間延長の通知)

第12条の4 条例第34条第2項の書面は、個人情報訂正決定等期間延長通知書 (様式第27号) による。

2 条例第35条の書面は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書 (様式第28号) による。
(事案移送の通知)

第12条の5 条例第36条第1項の書面は、個人情報訂正請求事案移送通知書 (様式第29号) による。
(提供先への通知)

第12条の6 条例第37条の書面は、個人情報訂正通知書 (様式第30号) による。
(利用停止請求の手続等)

第12条の7 条例第41条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は法定代理人以外の代理人による利用停止請求の場合

にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所

(2) 死者の保有個人情報の利用停止請求の場合にあつては、死者の氏名及び死亡当時の住所

(3) 前2号に掲げる場合にあつては、利用停止請求者と本人又は死者との関係

2 条例第41条第1項の利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（様式第31号）とする。

3 第9条第3項から第6項までの規定は、利用停止請求の手續について準用する。

（利用停止決定等の通知）

第12条の8 条例第44条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

(1) 保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 個人情報利用停止決定通知書（様式第32号）

(2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 個人情報一部利用停止決定通知書（様式第33号）

2 条例第44条第2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

(1) 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 個人情報非利用停止決定通知書（様式第34号）

(2) 条例第43条において準用する条例第20条の規定により訂正請求を拒否する旨の決定 個人情報存否応答拒否決定通知書（様式第35号）

（個人情報利用停止決定等の期間延長の通知）

第12条の9 条例第45条第2項の書面は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第36号）による。

2 条例第46条の書面は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

(様式第37号)による。

第13条第1項中「第24条第2項」を「第47条第1項」に、「様式第18号」を「様式第38号」に改め、同項第2号中「個人情報開示等請求書」を「開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書」に改め、同項第3号中「個人情報不開示決定通知書、個人情報一部開示決定通知書又は個人情報訂正・削除・中止拒否決定通知書」を「開示決定等、訂正決定等又は利用訂決定等の通知書」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を次のように改める。

2 条例第48条の規定による通知は、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第39号)による。

第13条に次の1項を加える。

3 条例第49条において準用する条例第25条第3項の書面は、不服申立てに対する決定(裁決)に基づく個人情報の開示に関する通知書(様式第40号)による。

第14条の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条第1項中「委託するとき」を「委託(個人情報を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を含む。以下この条において同じ。)をするとき」に、「当該委託契約書」を「当該委託に関する契約書その他これに類する書類」に改め、同条第2項中「前項各号に定めるもののほか、当該委託契約において、必要に応じ」を「前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、当該委託を受ける者と」に改める。

第15条中「第28条」を「第52条」に改める。

第16条中「第30条」を「第54条」に改める。

様式第1号中「収集根拠」を「取得根拠」に、「収集先及び収集方法」を「取得先及び取得方法」に、「実施機関内利用」を「実施機関内利

用 □他実施機関提供」に、「収集の」を「取得の」に改める。

様式第4号中「個人情報収集通知書」を「個人情報取得通知書」に、「第8号」を「第9号」に、「収集した」を「取得した」に、「収集年月日」を「取得年月日」に、「収集先」を「取得先」に、「収集の」を「取得の」に改める。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

個人情報目的外利用申請書

年 月 日

（所管課長） 様

（利用課長）

貴課所管の保有個人情報を当課の所管する事務で利用したいので、次のとおり申請します。

利用をする利用課の個人情報取扱事務の名称	(個人情報登録番号)	
利用の目的		
利用の期間及び時期	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時	
利用の根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第11条第2項第 号に該当 <input type="checkbox"/> 条例第11条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 本人の同意を得ることが困難である場合 (該当する理由)	
利用申請先の所管課の個人情報取扱事務の名称	(個人情報登録番号)	
利用を必要とする保有個人情報の記録項目	1	6
	2	7
	3	8
	4	9
	5	10
備考		

様式第6号（第5条関係）

個人情報目的外利用決定通知書

年 月 日

（利用課長） 様

（所管課長）

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の利用については、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 条例第11条第2項 号に該当 <input type="checkbox"/> 条例第11条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 否 （否の場合の理由）	
利用をする利用課の個人情報取扱事務の名称	（個人情報登録番号 ）	
利 用 の 目 的		
利 用 の 期 間 及 び 時 期	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時	
利用を可とする所管課の個人情報取扱事務の名称	（個人情報登録番号 ）	
利用を可とする保有個人情報の記録項目	1	6
	2	7
	3	8
	4	9
	5	10
利 用 の 条 件		

様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第6号の2（第5条の2関係）

個人情報提供申請書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

住 所
申請者 氏 名
電話番号

保有個人情報の提供を受けたいので、伊勢市個人情報保護条例施行規則第5条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

提供を受けようとする保有個人情報の内容	
提供を受ける目的	
提供を受ける根拠等	
提供を受ける期間及び時期	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時

備考 本市の実施機関が提供を受ける場合は、申請者の住所及び氏名は実施機関の名称及び提供を受ける課の長の氏名を、「提供を受けようとする保有個人情報の内容」の欄は提供を受ける「保有個人情報の記録項目」並びに個人情報取扱事務の「名称」及び「個人情報登録番号」を記載すること。

様式第6号の3（第5条の2関係）

個人情報提供決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の提供については、次のとおり決定しましたので、通知します。

提 供 の 可 否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 （否の場合の理由）
提供する保有個人情報の内容	
提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで
提供の条件	
備 考	

備考 本市の実施機関に対して提供する場合は、実施機関は提供する実施機関の名称及び所管課長名を、「提供する保有個人情報の内容」の欄は「保有個人情報の記録項目」並びに個人情報取扱事務の「名称」及び「個人情報登録番号」を記載すること。

様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

様式第7号（第6条関係）

個人情報目的外利用・提供届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

（実施機関）

保有個人情報の利用・提供をしましたので、届け出ます。

届出の区分		<input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 提供	
利用又は提供をした担当部署		部 課 係	
利用又は提供をした個人情報取扱事務の名称		(個人情報登録番号)	
利用又は提供の年月日		年 月 日	
利用	所管課及びその個人情報取扱事務の名称	部 課 係 (個人情報登録番号)	
提供	提供先		
利用又は提供の根拠等			
利用又は提供をした保有個人情報の記録項目	1	6	
	2	7	
	3	8	
	4	9	
	5	10	
備考			

※受付年月日	年 月 日
※処理年月日	年 月 日
※審査会への報告	年 月 日 報告

備考

- 「提供先」の欄は、本市の実施機関の場合は、実施機関及び担当部署の名称並びに個人情報取扱事務の名称及び個人情報登録番号を記載すること。
- ※印の欄は、総務課で記入

個人情報目的外利用・提供報告書

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市情報公開・個人情報保護審査会会長

伊勢市長



保有個人情報の利用・提供の届出があったので、報告します。

利用又は提供の区分	利用又は提供をした個人情報取扱事務の名称	利用又は提供をした保有個人情報の記録項目	利用課提供課	利用を可とした所管課又は提供先及びその個人情報取扱事務の名称	備考
	(個人情報登録番号)			(個人情報登録番号)	
	(個人情報登録番号)			(個人情報登録番号)	
	(個人情報登録番号)			(個人情報登録番号)	
	(個人情報登録番号)			(個人情報登録番号)	
	(個人情報登録番号)			(個人情報登録番号)	

様式第9号（第6条関係）

個人情報目的外利用・提供通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



あなたの個人情報を利用目的以外の目的のために利用・提供をしましたので、通知します。

利用又は提供の区分	<input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 提供	
利用又は提供をした個人情報取扱事務の名称		
利用又は提供の年月日	年 月 日	
利用	利用を可とした個人情報取扱事務の名称	
提供	提 供 先	
利用又は提供をした個人情報の記録項目	1	6
	2	7
	3	8
	4	9
	5	10
利用又は提供の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用又は提供の理由		
担 当	部 課 係 電話番号	
備 考		

様式第9号の次に次の3様式を加える。

様式第9号の2（第8条の2関係）

個人情報通信回線等結合開始届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

（実施機関）

通信回線等による結合を開始しましたので、届け出ます。

個人情報取扱事務 の 名 称	(個人情報登録番号)
結 合 先	
結 合 開 始 年 月 日	年 月 日
結 合 を す る 理 由	
担 当	部 課 係
備 考	

様式第9号の4（第8条の2関係）

個人情報通信回線等結合報告書

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市情報公開・個人情報保護審査会会長

伊勢市長



通信回線等による結合について届出がありましたので、報告します。

区 分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止
個人情報取扱 事務の名称	(個人情報登録番号)
結 合 先	
開始・変更・廃止の 年 月 日	年 月 日
結合をする理由 変更の内容及び理由 廃止の理由	
担 当	部 課 係
備 考	

様式第10号から様式第19号までを次のように改める。

個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

住 所
請求者 氏 名
電話番号

伊勢市個人情報保護条例の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有 個人情報を特定する ために必要な事項	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧、視聴等〔 <input type="checkbox"/> 閲覧、視聴等の後、必要な部分の写しを交付〕 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付）

代理人又は遺族等が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代 理 人 の 種 別	<input type="checkbox"/> 未成年者（ <input type="checkbox"/> 15歳未満・ <input type="checkbox"/> 15歳以上）の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人（代理の理由 _____）
遺 族 等 の 種 別	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 2親等以内の血族（続柄 _____） <input type="checkbox"/> 相続人（上記の配偶者及び2親等以内の血族を除く。） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
本 人 の 住 所 及 び 電 話 番 号	（〒 _____） 電話番号 _____
本 人 の 氏 名	
未成年者（15歳以上） の法定代理人が 請求する場合の 本人の同意	上記の法定代理人が私の保有個人情報の開示を請求することに同意します。 _____ 年 月 日 氏名 _____ （必ず保有個人情報の本人が自署すること。）

備考

- 1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 2 開示請求の請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示することを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示の方法	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
開示の場所	
費用	<input type="checkbox"/> 写しの作成（ 枚 円） <input type="checkbox"/> 送付（ 円）
担当	部 課 係 電話番号
備考	

備考

- 1 開示を受ける際は、この通知書及び請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人又は遺族等が開示を受ける際は、この通知書及び1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時に都合が悪い場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。

個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の方法	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
開示の場所	
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	伊勢市個人情報保護条例第17条第 号に該当 (理由)
費用	<input type="checkbox"/> 写しの作成 (枚 円) <input type="checkbox"/> 送付 (円)
担当	部 課 係 電話番号
備考	

備考

- 1 開示を受ける際は、この通知書及び請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人又は遺族等が開示を受ける際は、この通知書及び1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時に都合が悪い場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示しない理由	伊勢市個人情報保護条例第17条第 号に該当 (理由)
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

様式第14号（第10条関係）

個人情報存否応答拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、伊勢市個人情報保護条例第20条の規定により次のとおり開示請求を拒否することを決定しましたので、同条例第21条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示請求を拒否する 理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する
教示文を記載すること。

個人情報不存決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、その保有個人情報を保有していないため、伊勢市個人情報保護条例第21条第2項の規定により、開示しないことを決定しましたので、通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
保有個人情報が 存在しない理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する
教示文を記載すること。

様式第16号（第10条の2関係）

個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、伊勢市個人情報保護条例第22条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長する理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

様式第17号（第10条の2 関係）

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、伊勢市個人情報保護条例第23条の規定を適用し、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有 個人情報のうちの 相当の部分について の 決 定 期 限	年 月 日
残りの部分について の 決 定 期 限	年 月 日
延 長 す る 理 由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

様式第18号（第10条の3関係）

個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、伊勢市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
移送をした実施機関 （ 担 当 ）	部 課 係 電話番号
移送を受けた 実 施 機 関 （ 担 当 ）	部 課 係 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

様式第19号（第10条の4関係）

個人情報の開示に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



伊勢市個人情報保護条例の規定により開示請求がありました保有個人情報にあなたに関する情報が含まれていますので、同条例第25条第 項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、御意見をお聴きしたいので、別紙の「個人情報の開示に関する意見書」により御回答ください。

なお、期限までに御回答がない場合は、開示しても支障がない旨を回答されたものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
あなたに関する 情報の内容	
※ 伊勢市個人情報保護 条例第25条第2項 各号のいずれかに 該当するかの別 及びその理由	
意見書の提出先	部 課 係 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

注 ※印の欄は、この通知が伊勢市個人情報保護条例第25条第2項の規定による通知の場合に限り記載しています。

様式第19号の次に次の21様式を加える。

様式第20号（第10条の4関係）

個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり
回答します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
意 見	<input type="checkbox"/> 全部を開示されても支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。 (支障がある部分) (支障がある理由)
備 考	

様式第21号（第10条の4関係）

個人情報の開示決定に関する通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



先に照会しましたあなたに関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第25条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
あなたに関する 情報の内容	
開示決定の内容	
開示する理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

住 所
請求者 氏 名
電話番号

伊勢市個人情報保護条例の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有 個人情報を特定する ために必要な事項	
訂正請求の趣旨 及び理由	

代理人又は遺族等が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理人の種別	<input type="checkbox"/> 未成年者（ <input type="checkbox"/> 15歳未満・ <input type="checkbox"/> 15歳以上）の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人（代理の理由 _____）
遺族等の種別	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 2親等以内の血族（続柄 _____） <input type="checkbox"/> 相続人（上記の配偶者及び2親等以内の血族を除く。） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
本人の住所 及び電話番号	〒 _____ 電話番号 _____
本人の氏名	
未成年者(15歳以上) の法定代理人が 請求する場合の 本人の同意	上記の法定代理人が私の保有個人情報の訂正を請求することに同意します。 _____ 年 月 日 氏名 _____ (必ず保有個人情報の本人が自署すること。)

備考

- 1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 2 訂正請求の請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第33条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

様式第24号（第12条の3関係）

個人情報一部訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおり保有個人情報の一部を訂正することを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第33条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しない部分	
上記部分を訂正 しない理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

様式第25号（第12条の3関係）

個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第33条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

様式第26号（第12条の3関係）

個人情報存否応答拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、伊勢市個人情報保護条例第32条において準用する同条例第20条の規定により次のとおり訂正請求を拒否することを決定しましたので、同条例第33条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求を拒否する 理 由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

様式第27号（第12条の4関係）

個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、伊勢市個人情報保護条例第34条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長する理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

様式第28号（第12条の4関係）

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、伊勢市個人情報保護条例第35条の規定を適用し、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正決定等の期限	年 月 日
延長する理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

様式第29号（第12条の5関係）

個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、伊勢市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
移送をした実施機関 （ 担 当 ）	部 課 係 電話番号
移送を受けた 実 施 機 関 （ 担 当 ）	部 課 係 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

様式第30号（第12条の6関係）

個人情報訂正通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付け 第 号で提供しました保有個人情報について、次のとおり訂正しましたので、伊勢市個人情報保護条例第37条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

住 所
請求者 氏 名
電話番号

伊勢市個人情報保護条例の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	
利用停止請求の趣旨及び理由	

代理人又は遺族等が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理人の種別	<input type="checkbox"/> 未成年者（ <input type="checkbox"/> 15歳未満・ <input type="checkbox"/> 15歳以上）の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人（代理の理由 _____）
遺族等の種別	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 2親等以内の血族（続柄 _____） <input type="checkbox"/> 相続人（上記の配偶者及び2親等以内の血族を除く。） <input type="checkbox"/> その他（ _____）
本人の住所及び電話番号	（〒 _____） 電話番号 _____
本人の氏名	
未成年者（15歳以上）の法定代理人が請求する場合の本人の同意	上記の法定代理人が私の保有個人情報の利用停止を請求することに同意します。 _____ 年 月 日 氏名 _____ （必ず保有個人情報の本人が自署すること。）

備考

- 1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。

様式第32号（第12条の8関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止をすることを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第44条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

様式第33号（第12条の8関係）

個人情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止については、次のとおり保有個人情報の一部の利用停止をすることを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第44条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止を しない部分	
上記部分の利用停止 をしない理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する
教示文を記載すること。

様式第34号（第12条の8関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止をしないことを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第44条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利 用 停 止 を し な い 理 由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する
教示文を記載すること。

様式第35号（第12条の8関係）

個人情報存否応答拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、伊勢市個人情報保護条例第43条において準用する同条例第20条の規定により次のとおり訂正請求を拒否することを決定しましたので、同条例第44条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止請求を 拒否する理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

注 この処分に対する異議申立て又は審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

様式第36号（第12条の9関係）

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止については、伊勢市個人情報保護条例第45条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長する理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

様式第37号（第12条の9関係）

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止については、伊勢市個人情報保護条例第46条の規定を適用し、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止決定等 の 期 限	年 月 日
延長する理由	
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

個人情報保護審査諮問書

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市情報公開・個人情報保護審査会会長

（実施機関）



保有個人情報の開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）について、不服申立てがありましたので、伊勢市個人情報保護条例第47条第1項の規定により諮問します。

諮問に係る保有個人情報の内容	
不服申立ての年月日	年 月 日
不服申立ての対象となった決定の内容	
不服申立ての趣旨及び理由	<p>1 趣旨</p> <p>2 理由</p>
担当	部 課 係 電話番号

様式第39号（第13条関係）

伊勢市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



次の不服申立てについては、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、伊勢市個人情報保護条例第48条の規定により通知します。

諮問に係る保有 個人情報の内容	
不服申立ての年月日	年 月 日
不服申立ての対象と なった決定の内容	
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

様式第40号（第13条関係）

不服申立てに対する決定（裁決）に基づく個人情報の開示に関する通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求に対する開示決定等について、
年 月 日付けで提起のありました不服申立てに対する決定（裁決）に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので、伊勢市個人情報保護条例第49条において準用する同条例第25条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示決定等の内容	
決定（裁決）の内容	
開示する理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当	部 課 係 電話番号
備 考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定、第5条の改正規定（第5条第1項中伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号。以下「条例」という。）第11条の2第2項に係る部分に限る。）、第5条の次に2条を加える改正規定（第5条の2第1項中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第13号に係る部分並びに第5条の3第2項中条例第11条の2第2項及び番号法第19条第13号に係る部分に限る。）並びに第6条第1項から第4項までの改正規定（条例第11条の2第3項及び第11条の4第2項に係る部分に限る。）は、番号法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の伊勢市個人情報保護条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の伊勢市個人情報保護条例施行規則の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 7 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠中 節夫

伊勢市教育委員会規則第8号

伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則（平成20年伊勢市教育委員会
規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成27年8月27日から施行する。

伊勢市民生委員推薦会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 7 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 4 号

伊勢市民生委員推薦会規程の一部を改正する訓令

伊勢市民生委員推薦会規程（平成 17 年伊勢市訓令第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 推薦会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (3) 市内の社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験のある者

附 則

この訓令は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 7 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第5号

伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成17年伊勢市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表教育長、教育委員会の補助職員及び教育委員会の管理

に属する機関の職員の項中 「5 教育委員会の所掌に係る使用料及び手数料の徴収、減免及び還付に関すること。」

「5 教育委員会の所掌に係る使用料及び手数料の徴収、減免及び還付に関すること。

を 6 子ども・子育て支援法（平成24年法律第 65号）に改める。

65号）に規定する支給認定（市立幼稚園を利用する場合に限る。）に関すること。」

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 6 号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成 17 年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 (1) の表 18 の項中「第 30 条」を「第 54 条」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 7 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第 5 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 前 2 号の規定にかかわらず、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修又は歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を受けている医師等にあつては、20,000 円

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 82 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 27 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
楠部 1 号線	楠部町字尾崎 2010 番地先		
	楠部町字北内 1858 番 2 地先		
神久 2 丁目 24-9 号線	神久 2 丁目 912 番 17 地先		
	神久 2 丁目 912 番 19 地先		

伊勢市告示第 83 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 27 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
楠部 1 号線	楠部町字尾崎 2010 番地内		
	楠部町字北内 1858 番 2 地先		
神久 2 丁目 24-9 号線	神久 2 丁目 912 番 17 地先		
	神久 2 丁目 1150 番 9 地先		
小俣町本町 27-1 号線	小俣町本町 341 番 54 地先		
	小俣町本町 341 番 98 地先		
小俣町本町 27-2 号線	小俣町本町 341 番 252 地先		
	小俣町本町 341 番 98 地先		
高向 27-3 号線	御菌町高向 2071 番 2 地先		
	御菌町高向 2076 番 1 地先		

大世古 4 丁目 27- 4 号線	大世古 4 丁目 451 番 2 地先		
	大世古 4 丁目 443 番 2 地先		
大世古 4 丁目 27- 5 号線	大世古 4 丁目 449 番 2 地先		
	大世古 4 丁目 444 番 2 地先		

伊勢市告示第 84 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 27 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	楠部 1 号線	2.5 ～ 7.2	603
市 道	神久 2 丁目 24-9 号線	6.0 ～ 13.0	132
市 道	小俣町本町 27-1 号線	6.0 ～ 9.5	54
市 道	小俣町本町 27-2 号線	6.0 ～ 13.0	119
市 道	高向 27-3 号線	6.0 ～ 13.0	53
市 道	大世古 4 丁目 27-4 号線	4.0 ～ 5.0	92
市 道	大世古 4 丁目 27-5 号線	6.0 ～ 13.0	93

伊勢市告示第 85 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
楠部 1 号線	楠部町字尾崎 2010 番地内 楠部町字北内 1858 番 2 地先	平成 27 年 7 月 17 日
神久 2 丁目 24-9 号線	神久 2 丁目 912 番 17 地先 神久 2 丁目 1150 番 9 地先	平成 27 年 7 月 17 日
小俣町本町 27-1 号線	小俣町本町 341 番 54 地先 小俣町本町 341 番 98 地先	平成 27 年 7 月 17 日
小俣町本町 27-2 号線	小俣町本町 341 番 252 地先 小俣町本町 341 番 98 地先	平成 27 年 7 月 17 日
高向 27-3 号線	御菌町高向 2071 番 2 地先 御菌町高向 2076 番 1 地先	平成 27 年 7 月 17 日
大世古 4 丁目 27-4 号線	大世古 4 丁目 451 番 2 地先 大世古 4 丁目 443 番 2 地先	平成 27 年 7 月 17 日
大世古 4 丁目 27-5 号線	大世古 4 丁目 449 番 2 地先 大世古 4 丁目 444 番 2 地先	平成 27 年 7 月 17 日

伊勢市告示第 86 号

平成 27 年 7 月 8 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 27 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成 27 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 27 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、8,917 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、50,749,154 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		2,866,168	2,900	2,869,068
	2 県補助金	852,104	2,900	855,004
19 繰入金		2,227,048	△17,339	2,209,709
	1 基金繰入金	2,227,048	△17,339	2,209,709
20 繰越金		50,000	5,522	55,522
	1 繰越金	50,000	5,522	55,522
歳入合計		50,758,071	△8,917	50,749,154

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		1,100,479	1,895	1,102,374
	1 農業費	886,309	1,895	888,204
7 商工費		302,148	△17,339	284,809
	1 商工費	302,148	△17,339	284,809
11 教育費		6,209,455	1,000	6,210,455
	6 保健体育費	1,125,424	1,000	1,126,424
15 予備費		44,473	5,527	50,000
	1 予備費	44,473	5,527	50,000
歳出合計		50,758,071	△8,917	50,749,154

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	区分	総 額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
11 教育費	3 中学校費	宮川中学校・沼木中学校 統合校整備事業 (平成27年度継続費)	補正前	3,199,754	平成27年度	1,131,405
					平成28年度	2,068,349
			補正後	3,199,754	平成27年度	959,926
					平成28年度	2,239,828

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
障害者総合相談支援センター運營業務委託	自 平成27年度 至 平成32年度	140,055
障害児放課後等支援事業運營業務委託	自 平成27年度 至 平成30年度	15,477
工場等立地促進奨励金 (平成27年度債務負担行為)	自 平成27年度 至 平成28年度	17,339

平成27年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成27年度伊勢市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のように加える。

事 項	期 間	限度額(単位 千円)
下水道受益者負担金システム 更新業務委託 (平成27年度債務負担行為)	自 平成27年度 至 平成28年度	40,869
下水道受益者負担金システム データ抽出業務委託 (平成27年度債務負担行為)	自 平成27年度 至 平成28年度	2,306

伊勢市告示第 87 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町委員会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 東 増 巳

伊勢市朝熊町 2699 番地 3

変更後 濱 口 善 隆

伊勢市朝熊町 2602 番地 90

伊勢市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 7 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

西神田町内会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は、伊勢市神久 2 丁目 916 番地 1、6 番 21 号、7 番 6 号から 20 号まで、伊勢市神久 3 丁目 1 番 10 号から 46 号まで、2 番 9 号から 65 号まで、3 番 8 号から 44 号まで、4 番 4 号から 41 号まで、5 番 57 号から 76 号まで、伊勢市神久 4 丁目 1 番 1 号から 65 号までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

鴻本 秀明

伊勢市神久3丁目2番12号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成27年7月23日

伊勢市告示第 89 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、出雲町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 7 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 規約に定める目的

変更前

高齢化が進む社会現象は、出雲町自治会（出雲町町民）も避ける事ができない。支え合う心と支援活動を強化し、伊勢市・近隣自治会と連絡を密接にして安心安全な町づくりを進め良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。その為、自分たちの先祖が残してくれた財産（浄久寺会所・出雲公園・出雲墓地・自治会駐車場等）を適切に維持管理し、その恩恵により自治会住民間の福祉・親睦をはかる。

変更後

高齢化が進む社会現象は、出雲町自治会（出雲町町民）も避ける事ができない。支え合う心と支援活動を強化し、伊勢市・近隣自治会と連絡を密接にして安心安全な町づくりを進め良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。その為、自分たちの先祖が残してくれた財産（自治会公民館・出雲墓地・自治会駐車場等）を適切に維持管理し、その恩恵により自治会住民間の福祉・親睦を

はかる。

2 事務所

変更前

事務所を伊勢市中島 1 丁目 3 番 5 号に置く。

変更後

事務所を伊勢市中島 1 丁目 3 番 5 号出雲町公民館に置く。

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成27年7月23日

伊勢市教育委員会
委員長 畠中節夫

記

- 1 日時 平成27年7月27日(月)午後7時
- 2 場所 伊勢市教育委員会(小俣総合支所)2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第26号 平成28年度使用中学校教科用図書の採択について

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 27 年 7 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 27 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 27 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
船江 2 丁目、船江 3 丁目、一之木 3 丁目、大世古 3 丁目、二俣 1 丁目、
小木町、馬瀬町、御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新
開、御菌町上條及び御菌町小林の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 27 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
387	三洋テクノ	伊勢市御薊町長屋 1351 番地 1	平成 27 年 7 月 10 日

伊勢市公告第 49 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	宇治浦田町	洋犬	白茶	雌	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 7 月 15 日

3 抑留期限 平成 27 年 7 月 23 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 50 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収税課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 27 年 7 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 27 年 8 月 17 日 13 時 00 分から 平成 27 年 9 月 1 日 23 時 00 分まで
	入札期間	平成 27 年 9 月 8 日 13 時 00 分から 平成 27 年 9 月 17 日 13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成 27 年 9 月 24 日 13 時 30 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収税課	
買受代金の納付の 期 限	平成 27 年 9 月 24 日 14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,940,000 円	
公 売 保 証 金	200,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S27-1
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 所 在 伊勢市上野町字北雨淵 地 番 355 番 47 地 目 宅地 地 積 200.44 m ²
見積 価額	1,940,000 円
公売 保証 金	200,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は、平成 26 年 8 月 1 日現在、宅地として利用されている。 4 公売財産は北側で道路（幅員約 5 m・舗装）にほぼ等高に接面する。 5 隣接地の状態は、東側、西側は戸建住宅、南側は山林、原野である。 6 都市計画区域外 7 間口約 15m、奥行約 13mのほぼ長方形の雑種地である。 8 間口のうち、道路に接面する部分は北東側の約 6 mである。 9 画地のうち、南側から南西側にかけての約 4 割程度は崖地及び傾斜地となっており、道路との高低差は約 2.5mになる。 10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。

伊勢市公告第51号

吹上1丁目及び吹上2丁目地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供します。

平成27年7月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 地図及び簿冊の名称

吹上1・吹上2の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

平成27年7月24日から平成27年8月13日まで

（ただし、平成27年8月1日及び平成27年8月2日を除く。）

3 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

4 閲覧場所

伊勢市役所東庁舎4階第3会議室

（ただし、平成27年7月28日、平成27年8月4日及び平成27年8月5日午後0時から平成27年8月7日午後0時までは、伊勢市役所東庁舎4階第2会議室）

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊勢市に対し訂正の申出をすることができます。

6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を

持参してください。

- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

伊勢市公告第 52 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 27 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一